

一般財団法人 テレコム先端技術研究支援センター

寄付金取扱規程

(2019年6月10日制定)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 テレコム先端技術研究支援センター(以下「センター」という。)が一般財団法人として認可された日以降に受領する寄付金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類等)

第2条 この規程において、寄付金の種類は、次の各号のとおりとする。

- ①一般寄付金 寄付者が用途を特定せずにセンターに寄付した寄付金
- ②特定寄付金 センターが理事会の議決を経て用途その他必要事項を特定して公募し、それに応じて寄付者が寄付した寄付金
- ③特別寄付金 寄付者が用途、管理運用等に条件を指定してセンターに寄付を申し込み、理事会の承認を経て、寄付した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄付金の用途等)

第3条 センターは前条第1項各号の寄付金を指定正味財産として積み立てて長期間(当該運用益の合計金額が寄付金額の120%に達するまでの間をいう。)運用し、当該運用益を次の各号の用途及び管理費に使用する。なお、当該合計金額が寄付金額の120%を超えた後も、当該用途がセンター定款第3条の目的に適合している場合には引き続き当該運用益を同様に使用するものとする。

- ①一般寄付金 任意の公益目的事業(公益目的支出計画実施事業以外の事業をいう。)及び管理費に使用するものとする。
- ②特定寄付金 センターが用途を特定した公益目的支出計画実施事業に使用し、一部を管理費に充てるものとする。
- ③特別寄付金 寄付者の指定した用途に使用し、一部を管理費に充てる。

2 前項の規定にかかわらず、寄付者の指定がある場合は、寄付金の元本を一般正味財産に振り替えて当該用途及び管理費に使用して費消することができる。

(受入れ基準)

第4条 センターは、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する寄付金及び反社会的勢力(暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。)からの寄付金を受け入れることができないものとする。

(1)寄付金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき

イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること

ロ 寄付の経理について監査を行うこと

ハ 寄附後に寄付者が寄付の全部又は一部を取り消すことができること

ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡又は使用させること

ホ その他会長がセンターの運用上支障があると認める条件

(2)寄付金等を受け入れることにより、センターの業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるときその他寄付金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものではないと判断されるとき

(寄付金の募集)

第5条 センターは、寄付金を募集するとき、募集要項をホームページ上に公開して行うこととする。ただし、寄付者等の求めがあるときは、募集要項を送付するものとする。

(受領書の送付等)

第6条 センターは、寄付金を受領したとき、礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、センターの事業に関する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

3 多額の寄付金を受領したときは、会長は寄付者に対して表彰を行うものとする。

(寄付金等に係る結果の報告)

第7条 センターは、寄付者の求めに応じて寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 センターは、寄付者の求めに応じて当該寄付金の収支に係る計算書等を記載した報告書を交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(細則)

第8条 その他この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則 (2019年6月10日)

この規程は、2019年6月10日から施行する。